

社会福祉法人めばえ保育園 役員等報酬規程

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人めばえ保育園(以下「この法人」という。)の役員、評議員及び 委員会委員の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)評議員とは、定款第 5 条に基づき置かれる者をいう。
- (3)委員会委員とは、評議員選任・解任委員及び苦情対応第三者委員をいう。
- (4)報酬とは、報酬、賞与その他の名称にかかわらず、職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (5)費用とは、交通費、旅費(宿泊費を含む。)等の職務施行に伴い発生する経費をいう。

(報酬)

第 3 条 役員、評議員及び委員会委員に対する報酬は、無報酬とする。

(費用)

第 4 条 役員、評議員及び委員会委員がその職務を行うために要する費用は弁償することができる。

(旅費)

第 5 条 費用の弁償については、社会福祉法人めばえ会旅費規程に準じてその費用等を支給することができる。

(公表) 第 4 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条に定める役員報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃) 第 9 条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附則 この規程は、平成 29 年 6 月 24 日から施行する